

(別紙)

函館市ふれあい交流事業実施要領

(目的)

第1条 この要領はふれあい交流事業(以下「事業」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業の運営は、障害者(児)と健常者(児)がレクリエーション、遊び、スポーツ、工作等を通して、ふれあいを図り、具体的な活動場面において理解を深めることを基本とし、次の目標に沿って活動を進めるものとする。なお、事業の実施計画は、毎年度作成するものとする。

- (1) 仲間づくりをすること。
- (2) 障害者に対する理解と認識を深めること。
- (3) 健全な余暇の活用を図ること。

(事業の定員、回数)

第3条 事業の定員、回数は次のとおりとする。

(1) レクリエーション事業	定員	20名	年5回
(2) スポーツ事業	定員	20名	年4回
(3) 創作事業	定員	20名	年6回
(4) リズム	定員	30名	年3回

(事業の参加者)

第4条 事業の参加者(以下「参加者」という。)は、市内に居住地を有する者(児)を公募することとし、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 障害者(児)については、市内に居住地を有する在宅の知的障害者(児)、または身体障害者(児)
- (2) 健常者(児)については、障害者に対する理解と認識を深めようとする者(児)
- (3) 集団活動に適應できること

(4) 障害者(児)については，原則として保護者の介助なしで単独で通うことができること

(参加料)

第5条 参加料は無料とする。ただし，教材費，食費，交通費等の必要な経費は自己負担とする。

(指導者)

第6条 事業の円滑な運営のため，次の各号に該当する者のうちから，指導者を選任する。

(1) 障害者の生涯学習推進に関心があり，事業の運営方針を理解できる者

(2) 年間を通じて事業に参加できる者

(3) スポーツ，レクリエーション，音楽，生活技術，野外活動，手工芸等の分野で基礎的な指導ができる者

2 指導者は，事業の運営方針に沿って参加者に指導・助言を行う。

3 指導者の定数は，原則として1教室2名とする。

4 指導者の任期は，1年とする。ただし，再任を妨げない。

(関係機関との連携)

第7条 事業の円滑な運営を図るため，必要に応じて関係機関，参加者，参加者の保護者と連携し，事業を進める。

(委任)

第8条 この実施要領の実施について，必要な事項は，別に定める。